



熊本県公報

第13452号
令和7年(2025年)
7月22日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○私立学校振興助成法第14条第2項に基づく監査事項の指定… (私学振興課)	1
○私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類… (〃)	1
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了… (建築課)	1
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了… (〃)	2
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了… (〃)	2
登 載 依 頼	
○環境影響評価準備書の縦覧… (のぞみエナジー株式会社 他1社)	2
○交通渋滞対策支援システムの保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等… (警察本部交通規制課)	3
○交通渋滞対策支援システムの保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施… (〃)	4
○熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催… (主要農作物奨励品種審査会)	8
○令和7年度(2025年度)第1回熊本県文化財保護審議会の開催… (文化財保護審議会)	8
○有明海自動車航送船組合職員採用試験(一般事務)の実施… (有明海自動車航送船組合)	8

告 示

熊本県告示第579号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和7年度(2025年度)以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査を受けなければならない内容を次のとおり定める。

平成28年2月26日熊本県告示第196号(私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定)は、令和6年度(2024年度)に係る監査報告書を限りとして廃止する。

令和7年(2025年)7月22日

熊本県知事 木 村 敬

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類(活動区分資金収支計算書を除く。)及びその附属明細書(収益事業会計にあっては、貸借対照表及び損益計算書)が作成されているかどうか。

熊本県告示第580号

私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度(2025年度)に係る書類の提出から適用する。

令和7年(2025年)7月22日

熊本県知事 木 村 敬

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。

公 告

熊本県公告第448号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関す

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）7月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字芝原5389番1及び同5389番4
418.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホームズ

熊本県公告第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）7月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字西原539番8
339.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区御領三丁目4番1号セジュール城東101
矢野 雄太

熊本県公告第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）7月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字西原539番7
444.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1770番地42ソフィアコート202号
松永 安彦

登 載 依 頼

公 告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、同法第16条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
また、同法第17条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年（2025年）7月22日（火）

のぞみエナジー株式会社	代表取締役	ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
球磨風力発電合同会社	代表社員	のぞみエナジー株式会社
	職務執行者	ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) ア 名称 のぞみエナジー株式会社
イ 代表者の氏名 代表取締役 ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
ウ 主たる事務所の所在地 東京都港区芝5丁目29番19号PMO田町IV8階
- (2) ア 名称 球磨風力発電合同会社
イ 代表者の氏名 代表社員 のぞみエナジー株式会社
職務執行者 ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
ウ 主たる事務所の所在地 熊本県球磨郡球磨村一勝地420番地5
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 （仮称）球磨村風力発電事業
- (2) 種類 風力発電所設置事業（陸上）
- (3) 規模 風力発電所の設備の出力：最大55,900kw
風力発電機の基数：最大13基（単機出力：最大4,300kw）
- 3 対象事業実施想定区域の位置
熊本県球磨郡球磨村及び葦北郡芦北町
- 4 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所
ア 熊本県庁 行政棟本館1階情報プラザ
イ 球磨村役場 2階ロビー
ウ 芦北町役場 本庁舎
- (2) 期間 令和7年(2025年)7月24日(木)から令和7年(2025年)8月25日(月)まで(ただし、土日・祝日を除く。)
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(開庁時間に準ずる。)
- (4) 電子縦覧 <https://nozomi-energy.com/news/20250724>
- 5 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 6 意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 令和7年(2025年)9月8日(月)(当日消印有効)
- (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問
い合わせ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時: 令和7年(2025年)8月8日(金)午後6時から
場所: 大野地区構造改善センター(熊本県葦北郡芦北町大野51番地1)
- (2) 日時: 令和7年(2025年)8月9日(土)午前10時から
場所: 石の交流館やまなみ(熊本県球磨郡球磨村一勝地乙22番地4)
- 8 問い合わせ先
〒108-0014
東京都港区芝5丁目29番19号PMO田町Ⅳ8階
のぞみエナジー株式会社 風力事業部
電話 03-4510-2980(土日・祝日を除く午前9時半から午後6時まで)

熊本県警察本部告示第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)7月22日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
交通渋滞対策支援システムの保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)8月1日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第65号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)7月22日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通渋滞対策支援システムの保守を含む賃貸借

(2) 借入物品及び数量

交通渋滞対策支援システム 一式

(3) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係(熊本県庁警察棟8階)

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 借入物品の規格、品質等

交通渋滞対策支援システムの保守を含む賃貸借に係る要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(6) 契約期間

契約締結の日から令和12年(2030年)12月31日(火)まで

(7) 借入期間

令和8年(2026年)1月1日(木)から令和12年(2030年)12月31日(火)まで

(8) 納入期限

令和7年(2025年)12月26日(金)まで

(9) 納入場所

仕様書のとおり。

(10) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(11) 入札金額

入札金額は、賃借料(保守料及び回線料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(13) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。

また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期

- 間
イ 公告の日から令和7年(2025年)8月1日(金)午後5時まで
競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
(2) 熊本県告示第811号)第2条第1項の規定に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(3) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和7年(2025年)8月8日(金)午後5時までに1(3)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
(7) 使用するクラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(I S M A P)の基準を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(3)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(3)に係る機能等証明書技術審査結果通知書
ウ 2(6)に係る役員等一覧
エ 2(7)に係る「I S M A Pクラウドサービスリスト」に登録されていることを証明できる書類
※ 「I S M A Pクラウドサービスリスト」に登録されていない場合は、基本言明要件の一覧表
(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより、提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
(3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)9月2日(火)午後3時まで
(4) 提出先

- 1 (4) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 仕様等に対する質問の受付期間
1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)9月2日(火)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)9月16日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)9月12日(金)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年(2025年)9月16日(火)午前10時
- (イ) 場所 1 (4) の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)9月12日(金)(必着)までに1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (4) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1 (4) の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額の単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部交通部交通規制課管制第二係

電話番号 096-381-0110（内線5005）

ファックス番号 096-383-3717

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment

Lease and Maintenance of Traffic Congestion Countermeasure Support System

- (2) Date and Place for tender

Date: 10:00 am, September 16 2025

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Traffic Management and Control Division

Kumamoto Prefectural Police Headquarters

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(5005)

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

主要農作物奨励品種審査会公告第1号

主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

令和7年(2025年)7月22日

主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時
令和7年(2025年)7月31日(木)
午前10時00分から11時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 奨励品種に採用したい品種について 水稻「にじのきらめき」
(2) 奨励品種「キヌヒカリ」の廃止について
(3) 認定品種に採用したい品種について 大豆「すずおとめ2号」
(4) 認定品種「すずおとめ」の廃止について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局(熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課)
(電話096-383-1111 内線 37407)

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)7月22日

熊本県文化財保護審議会 会長 伊東 龍一

- 1 開催日時
令和7年(2025年)7月29日(火) 午前9時30分から
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 報告事項
ア 前回審議会における指摘事項について
イ 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨被災文化財に関する取組について
ウ 熊本県文化財保存活用大綱に関する取組について
(2) 協議事項
文化財の県指定候補について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴における留意事項
3(1) 報告事項のみを公開する。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財活用班
(電話096-333-2707)

有明海自動車航送船組合職員採用試験(一般事務)の実施(公告)

令和7年度有明海自動車航送船組合職員採用試験(一般事務)の実施について、次のとおり告知する。

令和7年7月22日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
一般事務	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

2 給与

初任給は、採用される人の職務経験等に応じて決定する。

3 受験資格

平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

4 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験、事務適性検査、性格特性検査

(2) 試験の実施日

令和7年9月21日（日）

(3) 試験地

長崎県島原市

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年10月中旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。

5 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）及び作文試験

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

6 最終合格者発表

合格者は別途書面で通知する。

7 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

① インターネットで出力する場合は、有明海自動車航送船組合のホームページ上よりダウンロードすること。

② 直接請求する場合は、有明海自動車航送船組合事業部総務課で受験申込書を受け取る。

③ 郵便にて請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、有明海自動車航送船組合事業部総務課に持参または封書（簡易書留）にて郵送すること。

(3) 申込受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年8月22日（金）までの必着とする。

8 その他

詳細な採用試験の案内については、有明海自動車航送船組合のホームページ上に掲載している。

受験手続その他受験に関する問い合わせは、有明海自動車航送船組合事業部総務課に行うこと。

有明海自動車航送船組合 事業部総務課

郵便番号 859-1311 長崎県雲仙市国見町土黒甲2-28

電話 0957-78-3358